

## 小田原市褒賞基金に関する条例施行規則の一部改正について

### 1 改正の背景

小田原市青少年善行賞は、その要件を「おおむね 25 歳以下の市民又は当該市民で構成される団体であって、親に孝養を尽くす行為その他親族に対する孝行が顕著であって他の模範となるもの又は地域社会若しくは学校等を通じて他の模範となる活動を行ったもの」としています。しかし、時代の移り変わりとともに、親やその他親族への献身的な行いに対する考え方も変化しています。そこで、褒賞の要件を広く捉え、豊かな人間性の涵養を図り、他の模範とするにふさわしい行いをした青少年や青少年団体を表彰する事業とするため、小田原市褒賞基金に関する条例施行規則を改正するものです。

### 2 改正の内容

小田原市青少年善行賞の対象要件を次のとおり変更することとする。

変更後	変更前
おおむね 25 歳以下の市民又はこれを主たる構成員とする団体であって、地域社会又は学校等を通じて顕著に他の模範となる活動を行ったもの	おおむね 25 歳以下の市民又は当該市民で構成される団体であって、親に孝養を尽くす行為その他親族に対する孝行が顕著であって他の模範となるもの又は地域社会若しくは学校等を通じて他の模範となる活動を行ったもの

### 3 規則の施行予定日

令和 4 年 4 月 1 日